

✚ 貨物概要

真綿を薄く引き伸ばし、均一な厚さになるよう層状に重ねてウォッディングにしたものを、下記のサイズに成形し、綿ガーゼの袋に収納した物品である。輸入後、絵柄の生地で本品を覆い布団となる。

サイズ：160 cm×215 cm（重量 3 kg）、190 cm×220 cm（重量 4 kg）の 2 種類、厚さ 4～7 cm 程度

✚ 分類

関税率表第 9404.40 号（統計番号 9404.40-090）のその他の布団

✚ 分類理由

布団の寸法及び形状に成形し綿ガーゼの袋に収納していることから、布団として使用されることが明らかであると認められ、絵柄の表地を有していないものの、綿を詰物としており布団としての重要な特性を有していると認められますので、関税率表の解釈に関する通則 2(a)の未完の完成品として上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）